

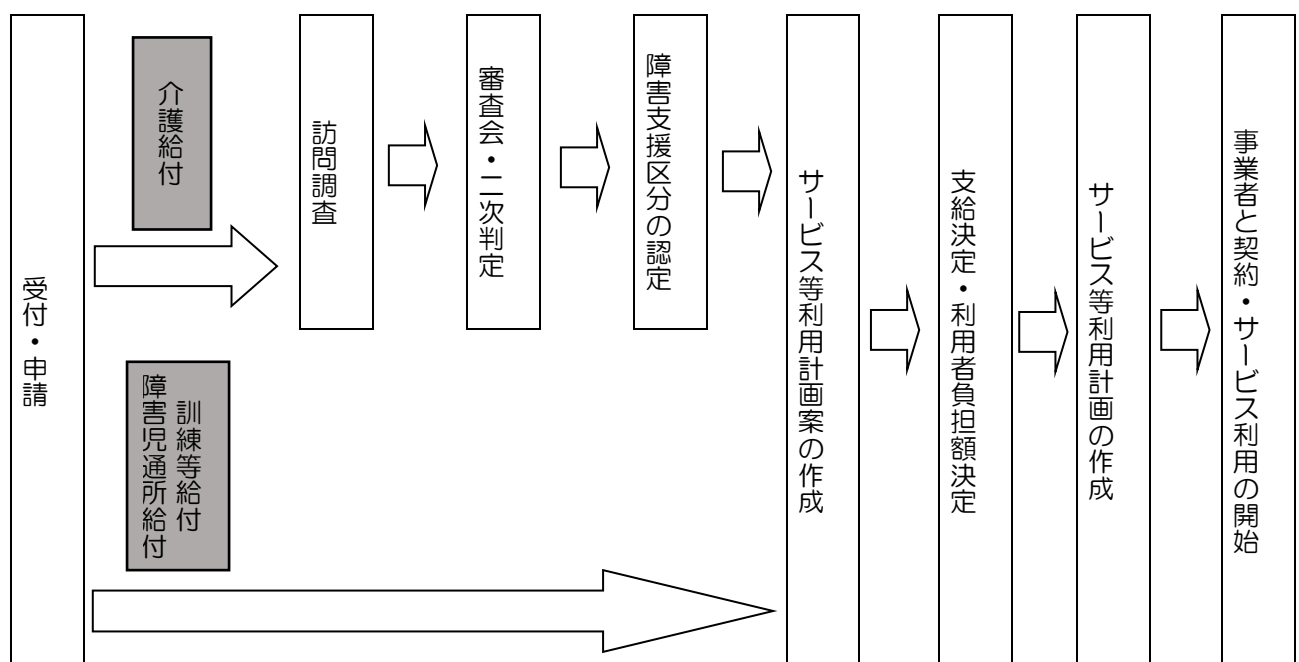
6. 障害福祉サービス等

■障害福祉サービス・障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 障害福祉サービス等を利用するためには、申請手続が必要となります。
まずは、町または紫波地域障がい者基幹相談支援センター（1.相談窓口に掲載）にご相談ください。
- ▼申請……障害福祉サービス等の利用が必要な状態のとき、町に申請します。
※申請には、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等が必要です。
また、発達障害者や難病患者は診断書等が必要となりますので、事前にご確認ください。
- ▼調査……申請に基づき、障がい者又は障がい児の保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて、所定の項目に基づいた訪問調査を行います。
- ▼判定……医師や専門員で構成する審査会において、障害支援区分の二次判定を行います。
これは、訪問調査に基づいた障害支援区分の一次判定結果、かかりつけ医の意見書をもとに、障がい者の状態像を勘案しながら、一次判定結果を変更する必要があるか審査するものです。なお、障害支援区分を要しないサービスもあります。
- ▼決定・通知……判定された障害支援区分と、申請者の生活環境や要望などをもとに、サービスの支給量などを決定し、「障害福祉サービス受給者証」又は「通所受給者証」を交付します。
- ▼利用契約……サービス事業者を選択し、受給者証を提示して、利用に関する契約をします。
サービス事業所一覧は、資料に記載しています。
- ▼利用者負担……利用者負担は1割ですが、負担上限額を設定しています。

▼利用手続の概略



◆障害福祉サービス

▼在宅サービス

種 類	内 容	障害支援 区分認定
居宅介護	居宅において、入浴・排泄・食事の介護をおこないます。	原則として 区分1以上
重度訪問介護	居宅において、重度肢体不自由者に入浴・排泄・食事の介護をおこないます。	区分4以上 (所定の要件有)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動の援護や情報提供などをおこないます。	区分2以上 ※身体介護を 伴う場合のみ
行動援護	判断能力に欠ける者が外出する時に援護します。	区分3以上 (所定の要件有)
重度障害者等 包括支援	居宅において、常時介護が必要な方に居宅介護と複数のサービスを包括的におこないます。	区分6 (所定の要件有)
短期入所	居宅での介護が一時的にできない時、日中及び夜間の一定期間、入所施設で入浴・排せつ・食事の介護を行います。	区分1以上

▼日中活動サービス

種 類	内 容	障害支援 区分認定
療養介護	医療機関において、日中及び夜間、医療と機能訓練・療養管理・看護・介護・日常生活の総合的な世話を行います。	区分5以上 (所定の要件有)
生活介護	通所又は施設入所等により、日中、常時介護が必要な方に入浴・排せつ・食事の介護を行います。	区分3以上 ※50歳～2以上
自立訓練 (機能・生活訓練)	通所又は施設入所等により、一定期間の日中、居宅生活に必要な身体機能・生活能力向上のための訓練を行います。	不要
就労移行支援	通所又は施設入所等により、一定期間の日中、一般的就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。	不要
就労継続支援 (A型・B型)	通所又は施設入所等により、日中、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。	不要
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導、助言等の支援を行います。	不要

▼居住支援サービス

種 類	内 容	障害支援 区分認定
施設入所支援	入所施設において、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護を行います。	区分4以上 ※50歳～3以上
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者が共同生活を行う住居（施設等）において、夜間や休日、相談や日常生活の援助を行います。	不要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしをする人に対し、定期的な居宅の訪問、情報提供及び助言等の必要な援助を行います。	不要

◆障害児通所支援

種 類	内 容	障害支援 区分認定
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。	不要
放課後等 デイサービス	就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	不要
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援や治療を行います。	不要
保育所等訪問支援	児童指導員等が保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所のスタッフに対し専門的な支援を行います。	不要
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	不要

◆利用者負担

サービス利用に対する利用者負担は、国が定めたサービス報酬額の1割ですが、利用者が属する世帯の所得に応じ、下表のとおり負担上限額が設定されています。

また、入所施設における居住費・食費は実費負担ですが、障害者年金等から実費負担しても現金が手元に残るように、居住費・食費の実費負担を軽減する補足給付を行います。

▼サービス費用の1割負担の負担上限額

所得区分			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	居宅で生活する障がい児	市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割額28万円未満)	4,600円
一般2	居宅で生活する障がい者	市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割額16万円未満)	9,300円
	20歳未満の施設入所者	市町村民税課税世帯 (市町村民税所得割額28万円未満)	
一般3	上記以外		37,200円

※障がい児とは18歳未満の者、障がい者とは18歳以上の者

※世帯の単位は、障がい者本人、婚姻者は夫婦単位、20歳未満者は世帯全員

▼施設入所に対する居住費・食費の補足給付内容

区 分	対 象	手元に残す現金
20歳以上の 施設入所者	60歳未満で障害年金2級受給者	月額25,000円
	60歳以上者、障害年金1級受給者	月額28,000円
	65歳以上者	月額30,000円
	65歳以上で身体療護施設入所者	月額28,000円

◆障害福祉サービス等、事業等全体のイメージ図

